

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 森林整備課

法令名	地すべり等防止法		法令番号	昭和33年法律第30号					
手続名	主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事		根拠条項	第11条第1項					
審査基準	<p>（主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事）</p> <p>第11条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>◇ 地すべり等防止法の施行について（昭和33年5月27日 建設省発河90、33林野6086号 農林事務次官・建設事務次官より知事あて）の記第7による。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	農林事務所	交付機関	農林事務所	標準処理期間	30日	目次
						標準経過期間	一日	No.	